

とよおか健康ぷらん21(案)への意見を募集します

意見募集の期間

1月25日(木)～2月8日(木)

市では、平成20年3月に、国の「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」の豊岡市版として「とよおか健康ぷらん21(健康行動計画)」を策定し、推進してきました。計画期間である10年が経過し、この計画の評価と社会情勢の変化を踏まえ、新たに「とよおか健康ぷらん21(健康行動計画第2次)」を策定することとしました。



「とよおか健康ぷらん21」は「すべての人が地域の中で生きいきと健康に暮らせるまち豊岡～声かけあって、みんなでつくる地域の元気～」を基本理念とした計画であり、健康行動計画(第2次)や食育推進計画、自殺対策計画を含みます。

平成29年6月に策定委員会を設置し、市民へのアンケート調査などを基に、策定委員会などで市民・関係団体・行政が取り組むべき施策について検討してきました。

このたび、策定委員会で計画案をまとめたので、市民の皆さんから意見を募集します。

▼公表資料 とよおか健康ぷらん21(案)

▼公表資料の閲覧方法

▽市ホームページで閲覧

▽健康増進課および各振興局市民福祉課で閲覧
※閲覧時間：土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分

※閲覧ができるのは1月25日(木)以降です。

▼意見の提出方法 健康増進課とよおか健康ぷらん21担当に郵送(〒668-0046、立野町12番12号)、ファクス、または電子メール

※様式は任意ですが、意見様式を健康増進課および各振興局市民福祉課の窓口を設置します。また、市ホームページからダウンロードできます。

※任意の様式で提出する場合、必ず住所・氏名・年齢・電話番号・とよおか健康ぷらん21について記載してください。

※電話での意見・提案はご遠慮ください。

▼寄せられた意見の取扱い

▽募集期間終了後、取りまとめ、意見の概要およびその意見に対する考えを市ホームページで公表します(氏名、住所、電話番号の個人情報は公表しません)。

▽寄せられた意見に対する個別の回答はしません。

《問合せ》健康増進課 ☎24-1127 FAX24-9605
メールkenkou@city.toyooka.lg.jp

障害福祉計画・障害児福祉計画(案)への意見を募集します

意見募集の期間

2月5日(月)まで

市では、障害福祉計画と障害児福祉計画を一時的に策定するため、策定・推進委員会を設置し、障害福祉サービス等の現状分析や課題等を踏まえ、平成30年度から3年間の計画策定を進めてきました。

このたび、計画案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見を募集します。

▼公表資料 第5期豊岡市障害福祉計画・第1期豊岡市障害児福祉計画(案)

▼公表資料の閲覧方法

▽市ホームページで閲覧

▽社会福祉課および各振興局市民福祉課で閲覧
※閲覧時間：土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分

▼意見の提出方法 社会福祉課に郵送(〒668-0046、立野町12番12号)、ファクス、または電子メール

※様式は任意ですが、意見様式を社会福祉課および各振興局市民福祉課の窓口を設置します。また、市ホームページからダウンロードできます。

※任意の様式で提出する場合、必ず住所・氏名・年齢・電話番号を記載してください。

※電話での意見・提案はご遠慮ください。

▼寄せられた意見の取扱い

▽募集期間終了後、取りまとめ、意見の概要およびその意見に対する考えを市ホームページで公表します(氏名、住所、電話番号の個人情報は公表しません)。

▽寄せられた意見に対する個別の回答はしません。

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7033 FAX24-4516
メールshakaifukushi@city.toyooka.lg.jp

国民年金のお知らせ

会社等に就職する方

退職する方の届け出

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。

就職や退職などに伴い必要な届け出を忘れると、将来受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受け取れない場合がありますので、必ず届け出てください。

を確認しましょう。

年金手帳を紛失した方は、豊岡年金事務所、市民課、または各振興局市民福祉課に相談してください。

退職など下表の場合は届け出が必要

届出先は、市民課または各振興局市民福祉課です。

■学生から社会人になる方 (就職する20歳以上の方)

会社や官公庁などに就職すると、国民年金の種別が第1号被保険者から第2号被保険者になります。手続きは勤務先が行いますので、必ず年金手帳を提出してください。

年金手帳の基礎年金番号は、公的年金共通の番号で、転職や退職などで加入する年金制度が移っても変わりません。今春、就職する20歳以上の方は、勤務先での手続きがスムーズにできるよう年金手帳

学生納付特例

納付猶予を受けていた方

保険料の学生納付特例や納付猶予を受けた期間は、年金を受けるために必要な受給資格期間に算入されませんが、年金額には算入されません。

これらの期間は、10年以内であればさかのぼって納付すること(追納)ができます。就職し、生活にゆとりができたなら将来受け取る年金額を増やすために追納をお勧めします。

ただし、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過年数に応じた加算額

《退職などに伴う届け出》

届け出が必要なき	年金の種別	届け出に必要なもの
退職したとき (20歳以上60歳未満の厚生年金・共済年金加入者)	第2号被保険者 ↓ 第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 年金手帳 資格喪失証明書等(被用者年金制度の資格喪失日を証明できるもの)
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金をやめたとき(または65歳に到達した)	第3号被保険者 ↓ 第1号被保険者	
厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者本人の見込み年収額が130万円以上になるとき		

が上乘せされます。詳しくは、豊岡年金事務所に問い合わせてください。

保険料免除・猶予制度

所得が少ない、失業中であ

るなど保険料を納めることが経済的に困難な場合に、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。いずれも本人の申請が必要です。「免除」は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の全部または一部が免除されます。また、50歳未満の方は「納付猶予」制度があり、本人と配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。



保険料免除・猶予申請は、申請時の2年前までさかのぼることができません。窓口は市民課と各振興局市民福祉課です。失業に伴う申請には「雇用保険受給資格者証」等の添付書類が必要になりますので、事前に問い合わせてください。保険料に未納期間があると不慮の事故や病気等による「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」が受給できない場合があります。保険料納付が困難なときは、未納のままにせず、保険料免除・猶予制度を利用しましょう。

豊岡年金事務所 からのお知らせ

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際は、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの他、委任状と委任者の印鑑、代理者の身分証明を準備してください。

●2月10日(土)

午前9時30分～午後4時

●2月5日(月)、13日(火)、19日(月)、26日(月)

午前8時30分～午後7時

●年金相談・予約相談

ねんきんダイヤル

☎0570-0511165

050で始まる電話の方

☎03-6700-11165

●年金個人情報サービス

日本年金機構ホームページ

アドレス

<http://www.nenkin.go.jp/>

《問合せ》豊岡年金事務所

☎22-0948

市民課 ☎21-9015 または各振興局市民福祉課